



第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 あびこショッピングプラザ
- 2 所在地 我孫子市我孫子142番地1ほか
- 3 建物設置者 株式会社りそな銀行 代表取締役 中村重治
- 4 小売業者名 株式会社イトーヨーカ堂ほか（業種：総合店ほか）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 (変更前) 18,407㎡  
 (変更後) 18,645㎡ (238㎡増床)
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 駐輪場の位置及び収容台数  
 (変更前) 350台  
 (変更後) 385台
- 6 変更年月日 (1) 平成22年3月20日 (2) 平成21年11月20日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成21年11月18日
  - (2) 公告縦覧期間 平成21年12月18日～平成22年4月18日
  - (3) 説明会 平成22年 1月 5日 不要承認済み
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 我孫子市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

＜届出概要＞

- 1 店舗面積：18,645㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,071台
- 3 駐輪場の収容台数：385台
- 4 荷さばき施設の面積：571㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：603㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後9時50分
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前7時30分～午後5時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年6月3日通知

＜理由＞

- (1) この届出は、店舗の増床及び店舗敷地内に駐輪場を増加させ、それに伴う位置変更であるが、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく我孫子市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 アクロスプラザ千葉ニュータウン
- 2 所在地 白井市桜台1丁目1番2
- 3 建物設置者 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 小幡尚孝
- 4 小売業者名 株式会社ユニクロ(業種：衣料品店) ほか
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) 開店時刻は午前10時、閉店時刻は午後8時  
 (変更後) 開店時刻は午前6時、閉店時刻は午後10時（ユニクロのみ年間1日に限り）
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時45分～午後8時15分  
 (変更後) 午前5時45分～午後10時15分（ユニクロのみ年間1日に限り）
- 6 変更年月日 平成21年11月21日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成21年11月18日
  - (2) 公告縦覧期間 平成21年12月15日～平成22年4月15日
  - (3) 説明会 平成21年12月14日軽微変更承認済み
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 白井市の意見
    - ①多くの来場が見込まれることから、臨時駐車場の確保を検討願いたい。
    - ②交通整理員については、計画通り配慮願いたい。
    - ③早朝から多くの来客を見込む場合は、通行者等への安全対策と近隣住民への生活の悪化をもたらさないよう、十分な対応を願いたい。
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：3,212㎡
- 2 駐車場の収容台数：262台
- 3 駐輪場の収容台数：106台
- 4 荷さばき施設の面積：129㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：29㎡
- 6 開店時刻：午前10時  
閉店時刻：午後8時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時45分～午後8時15分  
(ユニクロのみ年間1日に限り)  
午前5時45分～午後10時15分)
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前8時～午後6時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年6月8日通知  
 <理由>

- (1) この届出は、一日限りの小売店の開閉店時間の変更とそれに伴う駐車場利用時間の変更で夜間に及ぶ変更であるが、周辺に住居がなく周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく白井市の意見に対して、
  - ①について、前回の早朝 OPEN 時には施設駐車場及び周辺道路について、大きな混乱・渋滞は起こりませんでした。今回頂きました意見の内容をふまえて次回の早朝 OPEN 時に施設駐車場及び周辺道路状況を確認し、対応策を検討させていただきます。
  - ②について、了解しました。
  - ③について、通行者等への安全対策及び近隣住民への生活環境の悪化防止の措置について、テナント様と協議のうえ十分な対応を実施致します。

としており、適切な対応がとられると認められること。  
(3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 (仮称) カスミ我孫子寿店
- 2 所在地 我孫子市寿2丁目61番6ほか
- 3 建物設置者 株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正
- 4 小売業者名 株式会社カスミ(業種:食料品店) ほか
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 小売業を行う者の閉店時刻  
 (変更前) 午後9時45分  
 (変更後) 翌午前0時(カスミのみ)
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前8時45分～午後10時  
 (変更後) 午前8時45分～翌午前0時15分
- 6 変更年月日 平成21年12月1日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成21年11月20日
  - (2) 公告縦覧期間 平成21年12月18日～平成22年4月18日
  - (3) 説明会 平成21年12月26日 アビスタ2階 第2学習室
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 我孫子市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積: 3,545㎡
- 2 駐車場の収容台数: 147台
- 3 駐輪場の収容台数: 111台
- 4 荷さばき施設の面積: 150㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量: 45㎡
- 6 開店時刻: 午前9時  
閉店時刻: 午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯:  
午前8時45分～翌午前0時15分
- 8 駐車場の出入口の数: 2か所
- 9 荷さばき可能時間帯:  
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年6月4日通知  
 <理由>

- (1) この届出は、営業時間の変更で、夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果は、一部の保全対象側で基準を超過するが、現況の夜間の騒音レベルの方が大きいことから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく我孫子市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ワンダーグー茂原店・ホームック茂原店  
 2 所在地 茂原市木崎字小池2272番地 ほか  
 3 建物設置者 株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役 宇津木 雅美  
 茂原市木崎609番地 麻生エイ、麻生光美、麻生百合子  
 4 小売業者名 株式会社ワンダーコーポレーション（業種：CD、書籍専門店）  
 ホームック株式会社（業種：住・生活関連専門店）ほか

## 5 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6938㎡

(変更後) 7039㎡（増床101㎡）

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 416台

(変更後) 441台

## イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 103台

(変更後) 205台

## ウ 荷捌き施設の位置及び面積

(変更前) 192㎡

(変更後) 203㎡

## エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 58㎡

(変更後) 64㎡

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 6か所

(変更後) 5か所

## 6 変更年月日

平成22年8月15日

## 7 処理経過

## (1) 届出日

平成21年12月15日

## (2) 公告縦覧期間

平成22年1月26日～平成22年5月26日

## (3) 説明会

平成22年2月3日 茂原市東郷福祉センター

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積： 7,039㎡  
 2 駐車場の収容台数： 441台  
 3 駐輪場の収容台数： 205台  
 4 荷さばき施設の面積： 203㎡  
 5 廃棄物等の保管施設の容量： 64㎡  
 6 開店時刻： 午前9時30分  
 閉店時刻： 翌午前0時  
 7 駐車場利用可能時間帯：  
 午前9時～午前0時30分  
 8 駐車場の出入口の数： 5か所  
 9 荷さばき可能時間帯：  
 午前6時～午後3時

8 市町村・住民等の意見

- (1) 茂原市の意見           なし
- (2) 住民等の意見           なし

第2 県の意見

「意見なし」       平成22年6月15日通知

＜理由＞

- (1) この届出は、店舗面積の増床及びそれに伴う荷捌き、廃棄物等保管施設の位置の変更、駐車場・駐輪場台数の増加を行うもので、増床に伴う駐車場数等は指針を満たしており、また騒音の予測結果は一部に基準値を超える部分があるが、当該位置が水田で保全対象が存在せず、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められるため。
- (2) 法第8条第1項に基づく茂原市及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。